

# 柏原市公民連携ガイドライン

令和8年2月



## 目次

1. はじめに	P1
2. 公民連携の目的	P1
3. 公民連携の基本的な考え方	P2
4. 公民連携の適用範囲	P2
5. 基本姿勢	P3
6. 公民連携における企画調整課の役割	P3
7. 連携の手順	P4
8. 連携の手法	P4
9. 連携の分野	P5
10. 連携に関する留意事項	P6

## 1. はじめに

近年の柏原市を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が進む中で、市民サービスの多様化・個別化が求められています。しかし、従来の行政だけではこのような地域課題の解決が難しくなっています。さらに、物価高騰や税収の減少などの影響で財政状況は厳しく、今後、本市だけでは十分に対応できない可能性もあります。

そのため、企業・団体・大学等（以下「企業等」という。）と連携し、それぞれが持つ専門的な知識や技術、資源を活用して地域課題などに取り組み、効果的な解決策を講じることが重要です。近年、SDGs（持続可能な開発目標）の普及を背景に、企業の社会的活動にも変化が見られます。従来のCSR（企業の社会的責任）を超え、CSV（共有価値の創造）の考え方が広がり次世代に向けた地域活動や環境保護に積極的な関与を進めています。

こうした状況を踏まえ、本市では、財政状況が厳しい中でも持続可能なまちづくりを進めるため、公民連携による協力体制を推進します。本ガイドラインでは、公民連携の基本的な考え方や具体的な取組方法を示し、地域課題の解決を図りながら、誰もが安心して暮らし続けられるまちを築いていきます。

## 2. 公民連携の目的

柏原市では、以下に掲げる事項を主な目的として公民連携を進めていきます。

### （1）地域課題の解決

地域が抱える様々な課題に対し、行政のみでの解決が難しい場合には、企業等をはじめとする多様な主体と連携しながら問題を解決するアプローチを進めます。

### （2）市民サービスの向上

企業等が有するノウハウやアイデア、技術を活用し、より質の高い市民サービスの提供を目指します。行政の枠を超えた新たなアイデアや技術を積極的に取り入れることで、多様な市民ニーズに応える体制の構築を推進します。

### （3）地域経済の活性化

企業等との連携を通じて地元の雇用創出につなげることや、観光資源を活用した地域ブランドの育成・確立を目指します。

### 3. 公民連携の基本的な考え方

柏原市では、地域課題の解決や市民サービスの向上、地域経済の活性化を目指し、「公民連携」を積極的に進めます。これは行政と企業等が協力し、それぞれの強みを活かして持続可能なまちづくりを実現する取組です。市民はより良いサービスを受け、企業等は事業機会の創出や研究成果の実証を通じてブランド価値を高め、行政は効率的な市民サービスの提供を実現する。このそれぞれにメリットのある協働により地域全体が発展し、魅力ある持続可能なまちづくりを実現していきます。

### 4. 公民連携の適用範囲

「公民連携」とは、行政と企業等が連携して地域課題の解決や市民サービスの向上を目指す取組を指し、その形態や目的は多岐にわたります。具体的には、公共施設やサービスでの広告事業やネーミングライツによる収入確保、指定管理者制度を導入した効率的な公共施設運営、PFI（民間資金活用型事業）や PFS（成果連動型資金調達）の活用など、多様な手法が挙げられます。これらは、それぞれ異なる目的や手法を用いて、地域や行政が直面する課題の解決に活用されています。

本ガイドラインでは、この幅広い「公民連携」の枠組みを整理し、「地域課題の解決等を目的とした連携」を適用範囲とします。その枠組みのもと、企業等が有する専門的な知見や先進技術を最大限に活用するとともに、それぞれが協力して課題解決に取り組むための協働体制を構築することを目指します。

公民連携の主な分類：

分類	取組内容
地域課題の解決等を目的とした連携	企業等の知見や技術を活用した地域課題への取組 (例) 市民の健康増進、地域や暮らしの安全・安心、産学連携による人材育成や地域活性化
公有資産の活用	収益確保を目的とする取組 (例) 広告事業、ネーミングライツ
企業等による公共サービス提供	企業等のノウハウや資金を活用した効率的なサービス運営 (例) 指定管理者制度、PFI、PFS、アウトソーシング

## 5. 基本姿勢

### (1) 公平性の確保

常に開かれた窓口を設け、全ての企業等が提案できる機会を確保します。

### (2) 対等な関係

行政と企業等が相互理解を重視し、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。

### (3) 迅速柔軟な対応

社会の変化や課題に応じて、迅速かつ柔軟に意思決定や調整を行います。

### (4) アイデアの保護

連携する事業の内容は公開しますが、検討段階における企業等の独自のアイデアは保護します。

### (5) 持続可能な関係構築

共通目標を互いに共有し、長期的に信頼関係を維持し、継続的に協力し合える体制を構築します。

※公民連携への取組につながらない単なる営業は、ご遠慮いただきます。

## 6. 公民連携における企画調整課の役割

### (1) ワンストップ窓口

企業等からの提案や相談を広く受け付けます。またその内容や思いを十分に聞き取り、関係部署等につなぐなど、迅速に対応し企業等とのネットワークを広げます。

### (2) マッチング・コーディネート

市と企業等との連携をコーディネートし、成功事例を広げていきます。また市からも企業等に対して適切な提案を行えるよう取り組みます。

### (3) ノウハウの集約

企業等との連携に関する情報やノウハウを収集し、蓄積した情報を庁内で共有し、住民サービスの向上に活用するとともに、新たな連携へつなげるよう取り組みます。

※これらの役割を明確にするため、企画調整課に「公民連携デスク」を設置します。

## 7. 連携の手順

### (1) 連携事業の提案

以下の2つのパターンで提案を受け付けます

- ・ 自由提案型：企業等から自由な発想による提案
- ・ 課題提示型：市が抱える課題や企業等に求めたいアイデアなどに対する提案

### (2) 提案の協議・検討

- ・ 企業等と関係部署等と対話を重ね、事業実施の可否などの検討を行います。
- ・ 提案に関する事業所管課の課題とマッチングが成立した場合、企業等と事業所管課をつなぎます。

### (3) 連携事業の実施

マッチング成立後、最適な連携方法を検討し、実施に向けて進めます。

## 8. 連携の手法

連携分野の数や取り組む内容により、以下のような協定を締結する場合があります。

### (1) 協定の種類と内容

- ・ 包括連携協定：複数の分野での連携により幅広い地域課題の解決を目的とする協定
- ・ 事業連携協定：特定の事業やテーマに取り組むため、具体的な内容を定めた協定

### (2) 協定を締結する場合の役割分担

#### 【包括連携協定】

	事前調整		協定締結		事業運営	
	提案の受付	協議・検討	協定の締結	公表・周知	事業の展開	進捗の管理
事業所管課		○			○	○
公民連携デスク	○	○	○	○		○

#### 【事業連携協定】

	事前調整		協定締結		事業運営	
	提案の受付	協議・検討	協定の締結	公表・周知	事業の展開	進捗の管理
事業所管課	○	○	○	○	○	○
公民連携デスク	○			※		

※事業所管課への協定内容の確認を行います。

## 9. 連携の分野

本市と企業等が連携する分野は、第5次柏原市総合計画で示す基本構想で示す「まちづくり分野」を基準とします。

### ■目標1 安全で安心して健やかに暮らせるまち

【まちづくり分野】防災／防犯／交通安全／医療・保健／健康づくり／地域福祉／子育て支援／障害者福祉／高齢者福祉

<関係するSDGsのゴール>



### ■目標2 地域資源を活かした魅力あふれるまち

【まちづくり分野】自然環境／生活環境／環境保全／農業／商工業／観光／歴史・文化

<関係するSDGsのゴール>



### ■目標3 利便性と快適性の高い住みよいまち

【まちづくり分野】土地利用／公園・緑地／下水道／道路／公共交通

<関係するSDGsのゴール>



### ■目標4 やさしさと思いやりを育むまち

【まちづくり分野】学校教育／生涯学習／国際交流／人権・男女共同参画／コミュニティ

<関係するSDGsのゴール>



### ■目標5 みんなでつくる暮らし続けられるまち

【まちづくり分野】市政運営／行財政運営／協働・市政参加

<関係するSDGsのゴール>



## 10. 連携に関する留意事項

### (1) 連携する企業等の要件

連携にあたっては、その相手方となる企業等が、次の（ア）から（イ）のすべてを満たしていることを要件とします。

（ア）市と企業等の特定の分野における連携において、市政の課題解決につながる具体的な取組があること、または見込まれること

※協定締結後、一定期間を過ぎても具体的な取組のない場合、連携協定を解除することがあります。

（イ）次の①～⑨のいずれにも該当しないこと

公民連携の取組の実施にあたっては、市民の理解を得られることが大切です。このため、市は、法令等に違反する行為のあった企業等、市民の理解が得られないような以下の要件に該当する企業等とは連携を行いません。

- ①法令等に違反する行為のあったもの又はその可能性があるもの
- ②公序良俗に反する活動を行うもの又はその可能性のあるもの
- ③税等の未納があるもの
- ④柏原市入札参加有資格者指名停止要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けているもの
- ⑤人権侵害の事象があったもの又はその可能性のあるもの
- ⑥政治活動を助長する可能性のあるもの
- ⑦宗教活動を助長する可能性のあるもの
- ⑧暴力団員及び暴力団密接関係者によるもの
- ⑨その他市が連携しないことが適切と認めるもの

### (2) 連携事業の範囲

公民連携の取組の実施にあたっては、市民の理解を得られることが大切です。このため、以下に該当する連携事業は行いません。

- ① 市政運営の目的又は方向性に合致しないもの
- ② 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- ③ 法令等に抵触する可能性のあるもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ 消費者被害の可能性のあるもの
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ⑦ 人権侵害、差別または名誉棄損の可能性のあるもの
- ⑧ 非科学的なものまたは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与える可能性があるもの
- ⑨ その他連携事業として市長が適当でないとするもの

#### 【知的財産権等の取扱いについて】

公民連携の取組において、知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、市及び企業等は、相手方に通知することとします。この場合において、当該知的財産権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとします。

#### (3) 連携事業の取組の中止

以下の状態が解消または是正されるまでの間、市は当該企業と共催及び協力等の取組は行いません。また、すでに実施が決定しているものについては、やむを得ない特別な事情がない限り、原則として中止します。

- ・連携する企業等が、10.(1)のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- ・連携事業の取組が、10.(2)のいずれかに該当することが判明した場合

取組の再開については、期間を定めた行政処分等の場合はその期間が経過していることを、それ以外の場合は、企業からの書面による報告で判断します。

#### (4) 連携協定の解除

連携協定を締結している企業等が、次のいずれかに該当するに至った場合、市は連携協定を解除できるものとします。

- ① 連携協定締結後に、10.(1)の要件を満たさなくなったことが明らかとなり、解消または是正される見込みがないと市が判断した場合
- ② 連携協定等の履行に関し、企業等または企業等の従業員の責めに帰すべき事由により、市または第三者（市の職員を含む。）に損害を与えた場合
- ③ 企業等に市に対する信頼関係を失墜させる行為その他の背信行為があった場合
- ④ 企業等の事業譲渡、事業の廃止・撤退、連携事業の終了、その他の理由により、連携協定に基づく取組を行わなくなると認められる場合
- ⑤ 企業等の合併、分割または解散により、連携協定に基づく取組を行わなくなると認められる場合。ただし、企業等から、事業承継後の存続法人において、連携協定に基づく取組を行う旨の申出があった場合には、この限りではありません。
- ⑥ 上記の他、市が連携協定の存続を不適當であると認める場合